

生駒市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、犯罪の起きにくい地域環境づくりを推進するため、防犯カメラを設置することで地域防犯力の向上・強化活動（以下「防犯活動」という。）を行う自治会に対し、予算の範囲内において、生駒市防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市に自治会としての届出のあった団体をいう。
- (2) 防犯活動 地域防犯力の向上・強化のため、次に掲げるものをいう。
 - ア 防犯協議会の設置又は自治会内における防犯活動部会等の組織化
 - イ 地域安全マップの作成
 - ウ 防犯パトロール及び広報啓発活動の取組
 - エ 防犯カメラの設置
- (3) 防犯カメラ 犯罪の抑止を目的として不特定多数が利用する場所に固定して設置された映像撮影装置で、映像記録の機能を有するものをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、月に1回以上継続した防犯活動を実施する自治会（以下「自治会」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 「生駒市防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドライン」に適合した自治会防犯カメラ等運用基準を策定していること。
- (2) 防犯カメラを設置する地域の合意が形成されていること。
- (3) 防犯カメラ設置場所の所有者の承諾・許可を得ること。
- (4) 防犯カメラを設置することについて、道路法、その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、当該許可等を受けること。
- (5) 駐車場、駐輪場等私有財産の管理に供せられる目的で設置するものでないこと。

2 既存の防犯カメラを更新する場合、設置後5年を経過していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの購入及び取付工事並びに防犯カメラ設置の表示の掲示物に要する費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 維持又は管理に要する費用
- (2) 地代及び占用料
- (3) 防犯カメラの操作指導料

- (4) 既存防犯カメラ設備の撤去及び処分に要する費用
- 2 前項の規定にかかわらず、この補助金の交付目的に合致しないと認められる経費は、除外ものとする。
- (補助金の額)
- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、900,000円を限度とする。ただし、防犯カメラ1台につき200,000円を上限とする。
- (補助金の交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、生駒市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
- (1) 自治会防犯活動計画書（様式第2号）
 - (2) 防犯カメラの設置が自治会の総意であることを証する書類
 - (3) 防犯カメラ設置場所及び撮影対象区域の住民等の同意書
 - (4) 防犯カメラ設置予定箇所の位置図及び撮影範囲
 - (5) 防犯カメラ設置にかかる見積書の写し
 - (6) 防犯カメラのカタログ等
 - (7) 防犯カメラ等運用基準
 - (8) 防犯カメラ設置収支予算書（様式第3号）
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等
- (補助金交付決定等)
- 第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、地域防犯重点地区として交付の決定をし、生駒市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。
- (申請の取下げ)
- 第8条 前条第1項の補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。
- (補助事業計画の変更等)
- 第9条 補助事業者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、必要な書類を添えて、生駒市防犯カメラ設置事業補助金補助事業変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- (実績報告)
- 第10条 補助事業者は、次に掲げる書類を添えて、生駒市防犯カメラ設置事業補助金補助事業実績報告書（様式第7号。以下「補助事業実績報告書」という。）を当該事業の完了の

日から起算して30日以内又は補助対象事業年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 自治会防犯活動実績調書（様式第8号）及び活動の写真
- (2) 防犯協議会規約等
- (3) 防犯カメラの購入及び取付工事に要した費用に係る領収書の写し
- (4) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (5) 補助対象事業に係る収支精算書（様式第9号）
- (6) 道路の占用許可書及び使用許可書等の写し(道路上等に防犯カメラを設置した場合に限る。)
- (7) 占用する電柱等の占用許可書等写し（電柱等に防犯カメラを設置した場合に限る。）
- (8) その他必要と認める書類等

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、補助事業者から補助事業実績報告書の提出があったときは、その報告の内容が、補助金交付決定の内容（これに条件を付した場合にあっては、その決定の内容及び条件）に適合しているか審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、生駒市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 確定通知書を受けた補助事業者が補助金の交付の請求をしようとするときは、生駒市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者からの前項の請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令に反する等、不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（補助金の整理）

第15条 補助事業者は、補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（取得財産の整理）

第16条 補助事業者は、補助対象事業によって取得した財産（以下「取得財産」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産の取得時期、所在場所、価格及び取得財産に係る補助金等の取得財産の状況が明らかになるように整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第17条 補助事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を整理して、補助対象事業の終了後5年間保管しなければならない。

- (1) 第15条に規定する帳簿
- (2) 取得財産の得喪に関する書類
- (3) 取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産の管理等）

第18条 補助事業者は、取得財産について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第19条 規則第21条ただし書の市長の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

（監督）

第20条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して補助対象事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

（雑則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。